

第 3 回 定 例 会

令和 3 年度 予算案 関係 資料

茨 城 県

目 次

令和3年第3回県議会定例会提出議案等一覧	(1)
令和3年度9月補正予算案の概要	
1 基本的な考え方	(2)
2 補正予算の規模	(2)
3 主な事業	(3)
4 繰越明許費	(4)
5 債務負担行為	(4)
6 一般会計補正予算款別内訳(歳入)	(7)
7 一般会計補正予算款別内訳(歳出)	(8)
8 特別会計補正予算	(9)
9 企業会計補正予算	(9)
債務負担行為一覧	(10)
条例その他の議案の概要	(11)
認定事項	(18)
報告事項	(19)

予 算	4 件	(一般会計 1 件 特別会計 2 件 企業会計 1 件)
-----	-----	--------------------------------

条例その他	2 6 件	(条 例 1 2 件 その他 1 4 件)
-------	-------	-------------------------

認 定	2 件	(決 算 2 件)
-----	-----	-------------

報 告	1 件	(専 決 1 件)
-----	-----	-------------

(注) この資料は、精査の結果異動が生じることがある。

令和3年第3回県議会定例会提出議案等一覧

(予 算)

- 1 令和3年度茨城県一般会計補正予算(第5号)
- 2 令和3年度茨城県港湾事業特別会計補正予算(第1号)
- 3 令和3年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
- 4 令和3年度茨城県病院事業会計補正予算(第1号)

(条例その他)

- 1 茨城県個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 3 茨城県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例
- 4 つくばヘリポートの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 5 茨城県と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例
- 6 茨城県港湾施設管理条例の一部を改正する条例
- 7 茨城県都市公園条例の一部を改正する条例
- 8 下水道法に基づき流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 9 茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 10 茨城県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 11 茨城県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 12 茨城県県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例
- 13 県有財産の取得について(パーソナルコンピュータ)
- 14 県有財産の取得について(防災用ヘリコプター)
- 15 県有財産の取得について(成分分析機能付き電子顕微鏡)
- 16 県有財産の売却処分について
- 17 県が行う建設事業に対する市の負担額について
- 18 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について
- 19 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について
- 20 和解について
- 21 特定調停について(中小企業高度化資金貸付金)
- 22 特定調停について(中小企業高度化資金貸付金)
- 23 特定調停について(中小企業高度化資金貸付金)
- 24 権利の放棄について(中小企業高度化資金貸付金)
- 25 権利の放棄について(県営住宅の使用料等)
- 26 令和2年度茨城県公営企業会計に係る利益の処分について

(認 定)

- 1 令和2年度茨城県公営企業会計決算の認定について
- 2 令和2年度茨城県一般会計及び同特別会計歳入歳出決算の認定について

(報 告)

- 1 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

令和3年度9月補正予算案の概要

1 基本的な考え方

- 新型コロナウイルス感染症への対応として、病床の確保や宿泊療養施設の増設、営業時間短縮要請に応じた事業者等への支援など、感染拡大防止と経済活動の両立を図るために必要な事業や、防災・減災対策の推進などの県政の課題等へ対応するために必要な事業について計上するもの。

2 補正予算の規模

(単位：百万円)

区分	現計 A	今回補正予算 B	補正後 計 A + B
一般会計	1,367,061	76,613	1,443,674
特別会計	450,382	-	450,382
企業会計	123,091	381	123,472
合計	1,940,534	76,994	2,017,528

- 今回の補正予算に係る所要の一般財源については、前年度からの繰越金を充当した。

<参考> 新型コロナウイルス感染症対策予算の規模

(単位：百万円)

区分	現計 a	今回補正予算 b	合計 a+b
一般会計	233,942	75,179	309,121
特別会計	-	-	-
企業会計	215	381	596
合計	234,158	75,560	309,718

(注意) 単位未満の四捨五入により、合計と各項目の足し上げが一致しない場合がある。

3 主な事業	(単位：百万円)
(1) 新型コロナウイルス感染症対策	75,179
	【病院事業会計含み75,560】
感染拡大防止策と医療提供体制の整備等	71,323
	【病院事業会計含み71,704】
・ 感染症予防医療法施行事業	34,755
(感染拡大に伴う病床確保、宿泊療養施設の増設、臨時医療施設の運営、ワクチン職域接種の支援等)	
・ 新型コロナウイルス感染症対策営業時間短縮要請協力金	36,280
(県からの営業時間短縮要請に応じた飲食店等に対する協力金の支給)	
・ 建設改良事業	【病院事業会計381】
(新型コロナウイルス感染症患者受け入れのための医療機器の整備)	
・ 県有施設における感染拡大防止関連事業	67
[うち主な事業]	
・ アクアワールド茨城県大洗水族館施設整備事業	46
(感染症対策等のための非接触型入場ゲートの整備等)	
・ 県民文化センター施設整備事業	16
(感染症対策等のための座席等の抗菌加工等)	
県民生活等への支援	39
・ 看護師等修学資金貸付事業	33
(看護師等修学資金の貸与枠の拡充)	
・ 学校給食臨時休業対策事業	6
(給食中止に伴うキャンセルできなかった食材費の補填等に要する経費)	
県内産業等への支援	2,817
拡 営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金	2,674
(県の営業時間短縮要請等により影響を受けた事業者に対する一時金の支給)	

・ 「いばらきの養殖産業」創出事業	86
(養殖産業創出のための技術開発に必要な設備整備等の追加)	
・ つくば国際会議場施設整備事業	57
(コロナ禍において多様化する会議需要等に対応するための大ホール映像設備のデジタル化)	
今後への備え	1,000
・ 予備費	1,000
(2) 県政の課題等への対応	1,434
・ 茨城中央工業団地整備推進事業	450
(茨城中央工業団地2期地区への企業の進出に伴う周辺道路等整備)	
・ 国補公共事業	978
(緊急的に対応が必要な橋梁補修、公営住宅の修繕工事等)	

4 繰越明許費

(単位：百万円)

区分	金額
一般会計	34,361
特別会計	1,927

5 債務負担行為

- ・ 来年度の公共工事の平準化を図るもの 14件(33.7億円)

【R3.9月補正予算額 34,755百万円】

保健福祉部感染症対策課感染症企画調整室 (029-301-5134)
 同 厚生総務課地域保健支援G (029-301-3129)
 同 医療局医療政策課医療計画G (029-301-3124)
 同 業務課ワクチンチーム (029-301-5294)

新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束に向けて、個別接種医療機関の支援等によりワクチン接種体制の強化を図るほか、今後想定される変異株等による更なる感染拡大に対応できるよう、医療提供体制及び検査体制の拡充を行います。

医療提供体制の充実 (27,817百万円)

- | | |
|--------------|---|
| 1 病床確保事業 | 確保料/日：ICU 43.6万円、HCU 21.1万円、その他 7.4万円 等 |
| 2 宿泊療養施設の運営費 | 民間宿泊施設の追加借上げ等 (4施設 ⇒ 7施設) |
| 3 臨時医療施設の運営費 | 医師・看護師の件費、医薬材料費 等 |
| 4 医療費の公費負担 | 入院・外来医療費における自己負担分への補助 など |



ワクチン接種体制の強化 (3,442百万円)

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| 1 職域接種支援事業 | 職域接種実施団体に対して接種回数に応じた補助を実施 |
| 2 個別接種促進事業 | 個別接種を行う医療機関に対する補助の期間延長 |
| 3 接種体制確保事業 | 副反応コールセンターの拡充費用 |
| 4 医療従事者派遣事業 | 集団接種会場へ医療従事者を派遣する医療機関への補助の期間延長 |



検査体制の拡充 (3,496百万円)

- | | |
|-------------|---|
| 1 行政検査の外部委託 | 積極的疫学調査に基づく幅広い検査や福祉施設への緊急検査等に対する検査体制の拡充 |
|-------------|---|



※下線は新規事業、それ以外は拡充

新型コロナウイルス感染症対策営業時間短縮要請協力金

【R3.9月補正予算額 36,280百万円】

産業戦略部中小企業課企画G (029-301-3482)

県の営業時間短縮要請に応じた対象施設の事業者に対し協力金を支給します。

飲食店への支給額

○該当市町村に所在する飲食店のうち、要請期間すべてに協力した事業者が対象 (食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている店舗の事業者)

区分		年間の売上高(目安)	約3,000万円 (~7.5万円 ^{※1} /日)	約3,000万円~約1億円 (7.5 ^{※1} ~25万円/日)	約1億円~ (25万円~/日)
中小企業 ^{※2}	国の緊急事態宣言地域		4万円/日	4~10万円/日 (1日の平均売上高の4割)	10万円/日
	まん延防止等重点措置区域		3万円/日	3~10万円/日 (1日の平均売上高の4割)	
大企業	全ての地域		1日当たりの売上高の減少額×0.4 (上限20万円/日・店舗)		

※1 国の緊急事態宣言地域の場合は10万円

※2 中小企業であっても、大企業と同様の算定方式を選択可能

大規模集客施設等への支給額

○まん延防止等重点措置区域又は国の緊急事態宣言地域に所在する建築物の床面積が1,000㎡超の大規模集客施設等が対象

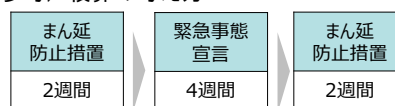
区分	1日当たりの支給額
大規模集客施設	20万円×時短率 ^{※1} ×(自己利用部分面積 ^{※2} ÷1,000㎡)
上記施設の入居テナント等	2万円×時短率 ^{※1} ×(テナントの店舗等面積 ^{※3} ÷100㎡)

※1 短縮時間/本来の営業時間

※2 1,000㎡単位未満は切り捨て (1,000㎡未満の場合は、1,000㎡とみなす)

※3 100㎡単位未満は切り捨て (100㎡未満の場合は、100㎡とみなす)

(参考) 積算の考え方



○対象事業者数

・飲食店 13,000件

・大規模集客施設 運営事業者等約600件、テナント事業者等約2,500件



営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金

【R3.9月補正予算額 2,674百万円】

産業戦略部技術革新課
事業者一時金支給チーム (029-301-3579)

8月～9月の国緊急事態宣言や県非常事態宣言等の影響を受け、売上が減少した事業者に対して、事業者の売上高別に県独自の一時金を支給します。

支給対象	<p>県内に本店又は主たる事業所を置く中小企業・個人事業者で、以下のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 営業時間短縮要請に協力した飲食店、大規模集客施設等と直接取引がある事業者</p> <p>(2) 外出自粛要請により直接的な影響を受けた、主に対面で個人向けに商品・サービスを提供する事業者</p> <p>※営業時間短縮要請を受けた飲食店、大規模集客施設等は対象外 ※国の月次支援金は併給可</p>
対象外	大企業、公共法人、政治団体 等
主な要件	令和3年8月又は9月のいずれかの月の売上が、対前年（対前々年）同月比で 30%以上減少 していること
支給額	<p>1事業者あたり20万円～500万円（1回限り）※事業者の売上高に応じて算定</p> <p>（ ■3,000万円未満／年：20万円 ■3,000万円～1億円未満／年：30万円～90万円 ■1億円～5億円未満／年：100万円～400万円 ■5億円以上／年：500万円 ）</p>
総事業費	3,747百万円 [内訳] 今回補正額2,674百万円＋予算残額見込1,073百万円
申請期間	10月受付開始予定

6 一般会計補正予算款別内訳（歳入）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
県税	360,678	-	360,678
地方消費税清算金	124,169	-	124,169
地方譲与税	35,121	-	35,121
地方特例交付金	2,300	-	2,300
地方交付税	186,830	-	186,830
交通安全対策特別交付金	731	-	731
分担金及び負担金	8,226	44	8,270
使用料及び手数料	17,454	-	17,454
国庫支出金	240,758	72,571	313,329
財産収入	1,733	-	1,733
寄附金	109	-	109
繰入金	42,100	34	42,134
繰越金	5,000	3,519	8,519
諸収入	177,941	-	177,941
県債	163,911	445	164,356
計	1,367,061	76,613	1,443,674

7 一般会計補正予算款別内訳（歳出）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
議会費	1,685	-	1,685
総務費	47,003	-	47,003
企画開発費	10,949	63	11,012
生活環境費	14,585	62	14,647
保健福祉費	282,158	35,014	317,172
労働費	2,676	-	2,676
農林水産業費	48,377	271	48,648
商工費	219,607	39,404	259,011
土木費	103,616	793	104,409
警察費	64,184	-	64,184
教育費	270,967	6	270,973
災害復旧費	988	-	988
公債費	146,439	-	146,439
諸支出金	150,827	-	150,827
予備費	3,000	1,000	4,000
計	1,367,061	76,613	1,443,674

8 特別会計補正予算

(単位：百万円)

会 計 名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A + B)
競 輪 事 業	16,878	-	16,878
公 債 管 理	146,926	-	146,926
市 町 村 振 興 資 金	1,418	-	1,418
鹿島臨海工業地帯造成事業	3,744	-	3,744
県立医療大学付属病院	3,149	-	3,149
国 民 健 康 保 険	241,590	-	241,590
母子・父子・寡婦福祉資金	209	-	209
中 小 企 業 事 業 資 金	2,483	-	2,483
農 業 改 良 資 金	68	-	68
林業・木材産業改善資金	92	-	92
沿 岸 漁 業 改 善 資 金	71	-	71
港 湾 事 業	10,973	-	10,973
都市計画事業土地区画整理事業	22,781	-	22,781
計	450,382	-	450,382

9 企業会計補正予算

(単位：百万円)

会 計 名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A + B)
病 院 事 業	29,966	381	30,347
水 道 事 業	30,463	-	30,463
工 業 用 水 道 事 業	20,276	-	20,276
地 域 振 興 事 業	13,861	-	13,861
鹿島臨海都市計画下水道事業	4,789	-	4,789
流 域 下 水 道 事 業	23,736	-	23,736
計	123,091	381	123,472

債務負担行為一覧

[一般会計]
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
地方道路整備 工事請負契約	主要地方道大洗友部線、茨城町小鶴地内外 4箇所の地方道路整備に係る工事請負契約を 締結する。	令和4年度	610,000千円
交通安全施設 工事請負契約	主要地方道つくば真岡線、筑西市内淀地内 外1箇所の交通安全施設に係る工事請負契約 を締結する。	令和4年度	75,000千円
県単道路緊急修繕 工事請負契約	主要地方道水戸神栖線、茨城町城之内地内 外55箇所の舗装修繕に係る工事請負契約を締 結する。	令和4年度	937,000千円
県単道路植栽管理 工事請負契約	道路の植栽管理に係る工事請負契約を締結 する。	令和4年度	828,000千円
県単道路維持 工事請負契約	道路の路面清掃に係る工事請負契約を締結 する。	令和4年度	90,000千円
橋梁点検 業務委託契約	鉄道及び高速道路を跨ぐ道路橋の定期点検 業務に係る委託契約を締結する。	令和4年度	90,000千円
県単交通安全施設 工事請負契約	道路の交通安全施設に係る工事請負契約を 締結する。	令和4年度	80,000千円
国補河川改修 工事請負契約	一級河川中丸川、ひたちなか市東石川地先 の河川改修に係る工事請負契約を締結する。	令和4年度	350,000千円
海岸保全施設整備 工事請負契約	大洗海岸、大洗町成田地先外1箇所の養浜 に係る工事請負契約を締結する。	令和4年度	90,000千円
県単急傾斜地 崩壊対策事業 工事請負契約	内宿地区、行方市内宿地先の急傾斜地崩壊 対策に係る工事請負契約を締結する。	令和4年度	40,000千円
県単水辺空間づくり 河川整備事業 工事請負契約	一級河川前川、潮来市潮来地先の河川堤防 護岸の修景に係る工事請負契約を締結する。	令和4年度	5,000千円
県単港湾維持改良 工事請負契約	鹿島港の浚渫に係る工事請負契約を締結す る。	令和4年度	30,000千円
国補公園事業 工事請負契約	偕楽園の施設整備に係る工事請負契約を締 結する。	令和4年度	60,000千円
県営住宅長寿命化 工事請負契約	長山アパートの県営住宅の長寿命化に係 る工事請負契約を締結する。	令和4年度	83,490千円

条例その他の議案の概要

議 案	内 容
<p>(総務課)</p> <p>茨城県個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 引用条項の移動 「第 19 条第 7 号」 「第 19 条第 8 号」等 2 その他所要の改正 <p>(施行日 公布の日外)</p>
<p>(情報システム課)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>引用条項の移動 「第 19 条第 7 号」 「第 19 条第 8 号」等</p> <p>(施行日 公布の日外)</p>
<p>(健康・地域ケア推進課)</p> <p>茨城県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例</p> <p>介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>令和 3 年度から令和 5 年度まで及び令和 6 年度から令和 8 年度までの基金事業貸付金の償還期限の延長に係る特例を規定</p> <p>(施行日 公布の日)</p>
<p>(空港対策課)</p> <p>つくばヘリポートの設置及び管理に関する条例を廃止する条例</p> <p>つくばヘリポートを廃止するため、本条例を廃止しようとするものである。</p>	<p>廃止理由</p> <p>ヘリポートの民間譲渡に伴う廃止</p> <p>(施行日 規則で定める日)</p>

議 案	内 容
<p>(産業政策課) 茨城県と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>産業競争力強化法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>引用条項の移動 「第2条第15項」「第2条第20項」等</p> <p>(施行日 公布の日)</p>
<p>(港湾課) 茨城県港湾施設管理条例の一部を改正する条例</p> <p>鹿島港魚釣園の移管に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>鹿島港魚釣園の鹿嶋市への移管に伴い、当該施設に係る規定を削除</p> <p>(施行日 公布の日)</p>
<p>(都市整備課) 茨城県都市公園条例の一部を改正する条例</p> <p>都市公園法及び都市公園法施行令の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都市公園に公募対象公園施設を設置する場合の公園施設の設置基準の特例を新設 2 有料公園区域又は有料公園施設を利用する者が入場料金を徴収する場合であって、当該者が興行及び営利・宣伝を目的とする催物のために利用する場合の使用料の額を定めるもの <p>(施行日 公布の日)</p>
<p>(下水道課) 下水道法に基づき流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>下水道法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>引用条項の移動 「第25の18第1項」「第25条の30第1項」</p> <p>(施行日 規則で定める日)</p>
<p>(建築指導課) 茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>都市計画法施行令の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市街化調整区域において開発行為を許可する区域として指定する土地の区域から除外する区域の明確化 2 その他所要の改正 <p>(施行日 令和4年4月1日)</p>

議 案	内 容																																
<p>(企業局)</p> <p>茨城県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>ヘリコプター格納庫の経営を行う事業の終了に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>ヘリコプター格納庫の経営を行う事業に関する規定の削除</p> <p>(施行日 規則で定める日)</p>																																
<p>(病院局)</p> <p>茨城県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>県立睡眠医療クリニックを廃止するため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>県立睡眠医療クリニックに係る規定の削除</p> <p>(施行日 公布の日)</p>																																
<p>(財務課)</p> <p>茨城県県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例</p> <p>県立高等学校等に係る空調設備使用料の改定等、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>1 空調設備使用料の改定(年額) (単位:円)</p> <table border="1" data-bbox="628 1079 1406 1413"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">金 額</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">県立高校</td> <td>全日制</td> <td>2,400</td> <td>3,000</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">定時制</td> <td>単位制以外</td> <td>1,080</td> <td>1,320</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>単位制</td> <td>1単位96</td> <td>1単位120</td> <td>1単位24</td> </tr> <tr> <td colspan="2">専攻科</td> <td>2,400</td> <td>3,000</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td colspan="2">県立中等教育学校の後期課程</td> <td>2,400</td> <td>3,000</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 その他所要の改正</p> <p>(施行日 令和4年4月1日)</p>	区 分		金 額			改正前	改正後	増減	県立高校	全日制	2,400	3,000	600	定時制	単位制以外	1,080	1,320	240	単位制	1単位96	1単位120	1単位24	専攻科		2,400	3,000	600	県立中等教育学校の後期課程		2,400	3,000	600
区 分				金 額																													
		改正前	改正後	増減																													
県立高校	全日制	2,400	3,000	600																													
	定時制	単位制以外	1,080	1,320	240																												
		単位制	1単位96	1単位120	1単位24																												
専攻科		2,400	3,000	600																													
県立中等教育学校の後期課程		2,400	3,000	600																													

議 案	内 容
<p>(情報システム課) 県有財産の取得について</p> <p>行政情報ネットワーク用端末として、パーソナルコンピュータ(ノートブック型)を取得しようとするものである。</p>	<p>取得する財産の内容</p> <p>(1)物品の名称、数量 ・パーソナルコンピュータ(ノートブック型) ・1,930個</p> <p>(2)取得予定価格 260,011,422円</p> <p>(3)取得先 水戸市笠原町1514番3 関彰商事株式会社 ビジネスソリューション部 水戸支店 支店長 幾浦 誠</p>
<p>(消防安全課) 県有財産の取得について</p> <p>消防防災業務用として、防災用ヘリコプターを取得しようとするものである。</p>	<p>取得する財産の内容</p> <p>(1)物品の名称、数量 ・防災用ヘリコプター(BK117 D-3) ・一式</p> <p>(2)取得予定価格 1,647,800,000円</p> <p>(3)取得先 兵庫県神戸市中央区東川崎町三丁目1番1号 川崎重工業株式会社 代表取締役 橋本 康彦</p>
<p>(技術革新課) 県有財産の取得について</p> <p>産業技術イノベーションセンターの備品として、成分分析機能付き電子顕微鏡を取得しようとするものである。</p>	<p>取得する財産の内容</p> <p>(1)物品の名称、数量 ・成分分析機能付き電子顕微鏡(FE-EPMA) ・一式</p> <p>(2)取得予定価格 76,890,000円</p> <p>(3)取得先 茨城県水戸市河和田町1164番地15 理工科学株式会社 代表取締役 佐久間 亮</p>

議 案	内 容															
<p>(立地整備課)</p> <p>県有財産の売却処分について</p> <p>事業用地として、土地売買予約契約を締結することにより、東茨城郡茨城町中央工業団地9番10の土地を売却しようとするものである。</p>	<p>売却する財産の内容</p> <p>(1)不動産の表示 ・東茨城郡茨城町中央工業団地9番10 ・土地 357,726.53 m²</p> <p>(2)売却予定価格 3,577,265,300 円</p> <p>(3)売却処分先 神奈川県座間市広野台二丁目10番1号 株式会社エンビジョンAESCジャパン 代表取締役 松本 昌一</p>															
<p>(林業課、水産振興課)</p> <p>県が行う建設事業に対する市の負担額について</p> <p>令和3年度において県が行う広域漁港整備事業等に対する市の負担について、地方財政法の規定に基づき、その額を定めようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>地方財政法第27条の規定に基づく市の負担額 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="628 898 1362 1059"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>負担額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林道事業</td> <td>56,800</td> <td>常陸太田市</td> </tr> <tr> <td>漁港事業</td> <td>113,423</td> <td>神栖市外3市</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>170,223</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	負担額	備考	林道事業	56,800	常陸太田市	漁港事業	113,423	神栖市外3市	計	170,223				
事業名	負担額	備考														
林道事業	56,800	常陸太田市														
漁港事業	113,423	神栖市外3市														
計	170,223															
<p>(農地整備課)</p> <p>県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について</p> <p>令和3年度において県が行う土地改良事業に対する市町村の負担について、土地改良法等の規定に基づき、その額を定めようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>地方財政法第27条及び土地改良法第91条の規定に基づく市町村の負担額 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="628 1357 1362 1480"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>負担額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 営</td> <td>843,172</td> <td>水戸市外33市町村</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>843,172</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	負担額	備考	県 営	843,172	水戸市外33市町村	計	843,172							
事業名	負担額	備考														
県 営	843,172	水戸市外33市町村														
計	843,172															
<p>(監理課)</p> <p>県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について</p> <p>令和3年度において県が行う河川事業等に対する市町村の負担について、地方財政法等の規定に基づき、その額を定めようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>地方財政法第27条及び下水道法第31条の2の規定に基づく市町村の負担額 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="652 1749 1374 1984"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>負担額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川事業</td> <td>63,550</td> <td>日立市外13市町</td> </tr> <tr> <td>港湾事業</td> <td>102,100</td> <td>ひたちなか市外2町村</td> </tr> <tr> <td>下水道事業</td> <td>783,631</td> <td>水戸市外29市町村</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>949,281</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	負担額	備考	河川事業	63,550	日立市外13市町	港湾事業	102,100	ひたちなか市外2町村	下水道事業	783,631	水戸市外29市町村	計	949,281	
事業名	負担額	備考														
河川事業	63,550	日立市外13市町														
港湾事業	102,100	ひたちなか市外2町村														
下水道事業	783,631	水戸市外29市町村														
計	949,281															

議 案	内 容
<p>(特別支援教育課) 和解について</p> <p>県立水戸特別支援学校事故に係る損害賠償請求事件(水戸地方裁判所平成30年(ワ)第166号)について、和解をしようとするものである。</p>	<p>和解の概要</p> <p>原告生徒が、体育館への移動途中に、人工呼吸器の管が外れ、教諭らの初動対応に不適切な面があったことから、後遺障害を負ったとして、県に対して損害賠償の支払を求め、訴えを提起した相手方と、裁判所の和解案を踏まえ和解しようとするもの</p> <p>(1)和解の相手方 後遺障害を負った生徒及び生徒の両親 (2)和解金額 60,000,000円(介護費3,626万円,慰謝料1,000万円外。うち5,800万円は東京海上日動火災保険株式会社から支払われる。) (3)主な和解の内容 県は、和解金を相手方に支払い、相手方は、県にその余の金銭の支払を請求しない。</p>
<p>(中小企業課) 特定調停について</p> <p>中小企業高度化資金貸付金の主債務者である協同組合ショッピングタウン岩井及びその連帯保証人との特定調停事件について、調停を成立させるものである。</p>	<p>調停の概要</p> <p>(1)調停の申立人 協同組合ショッピングタウン岩井及び連帯保証人5名 (2)債権の概要 協同組合ショッピングタウン岩井:297,269,370円及びその違約金 (3)調停の方針 協同組合ショッピングタウン岩井の連帯保証人は県に債務のうち一部の金額を令和6年9月30日までに支払い、県は主債務者及び連帯保証人の残債務の支払い義務を免除する。</p>
<p>(中小企業課) 特定調停について</p> <p>中小企業高度化資金貸付金の主債務者である太子製菓協業組合の連帯保証人との特定調停事件について、調停を成立させるものである。</p>	<p>調停の概要</p> <p>(1)調停の申立人 太子製菓協業組合連帯保証人1名 (2)債権の概要 太子製菓協業組合:145,452,146円及びその違約金 (3)調停の方針 太子製菓協業組合の連帯保証人は県に債務のうち一部の金額を令和4年3月31日までに支払い、県は連帯保証人の残債務の支払い義務を免除する。</p>
<p>(中小企業課) 特定調停について</p> <p>中小企業高度化資金貸付金の主債務者である協同組合岩間ショッピングセンター及びその連帯保証人との特定調停事件について、調停を成立させるものである。</p>	<p>調停の概要</p> <p>(1)調停の申立人 協同組合岩間ショッピングセンター及び連帯保証人9名 (2)債権の概要 協同組合岩間ショッピングセンター:123,121,993円及びその違約金 (3)調停の方針 協同組合岩間ショッピングセンターの連帯保証人は県に債務のうち一部の金額を令和4年3月31日までに支払い、県は主債務者及び連帯保証人の残債務の支払い義務を免除する。</p>

議 案	内 容
<p>(中小企業課) 権利の放棄について</p> <p>中小企業高度化資金貸付金のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするものである。</p>	<p>議案の概要</p> <p>(1)放棄する権利 中小企業高度化資金貸付金の連帯保証に係る債権 計7件 (2)放棄する金額 565,843,509円及びその違約金 (3)債 務 者 笠間市泉1910番地4 梅原 芳郎 外6名 (4)放棄の理由 自己破産や死亡後相続放棄されたため、権利を放棄するもの</p>
<p>(住宅課) 権利の放棄について</p> <p>時効の到来した県営住宅の使用料等のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするものである。</p>	<p>議案の概要</p> <p>(1)放棄する権利 県営住宅の使用料等に係る債権 計57件 (2)放棄する金額 56,986,824円 (3)債 務 者 茨城県日立市東町4丁目1番2-2号 戸村 正一 外48名 (4)放棄の理由 消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込があるため、権利を放棄するもの</p>
<p>(企業局、病院局、下水道課) 令和2年度茨城県公営企業会計に係る利益の処分について</p> <p>地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、茨城県水道事業会計外5会計の利益の処分をしようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>令和2年度公営企業会計に係る利益の処分</p> <p>(1)茨城県水道事業会計 処分額 4,585,827,121円 (2)茨城県工業用水道事業会計 処分額 5,790,661,338円 (3)茨城県地域振興事業会計 処分額 39,845,965円 (4)茨城県病院事業会計 処分額 508,840,488円 (5)茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計 処分額 685,718,686円 (6)茨城県流域下水道事業会計 処分額 1,339,241,105円</p>

認定事項

事 項	内 容
<p>令和2年度茨城県公営企業会計決算の認定について</p> <p>地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、茨城県水道事業会計外5会計の決算を監査委員の意見を付けて、認定に付そうとするものである。</p>	<p>令和2年度公営企業会計決算</p> <p>(1)茨城県水道事業会計 (2)茨城県工業用水道事業会計 (3)茨城県地域振興事業会計 (4)茨城県病院事業会計 (5)茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計 (6)茨城県流域下水道事業会計</p>
<p>令和2年度茨城県一般会計及び同特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>地方自治法第233条第3項の規定に基づき、茨城県一般会計及び同特別会計の令和2年度歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて認定に付そうとするものである。</p>	<p>令和2年度一般会計及び同特別会計歳入歳出決算</p> <p>(1)一般会計 (2)公債管理特別会計 (3)市町村振興資金特別会計 (4)競輪事業特別会計 (5)鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計 (6)母子・父子・寡婦福祉資金特別会計 (7)中小企業事業資金特別会計 (8)農業改良資金特別会計 (9)港湾事業特別会計 (10)林業・木材産業改善資金特別会計 (11)沿岸漁業改善資金特別会計 (12)都市計画事業土地区画整理事業特別会計 (13)県立医療大学付属病院特別会計 (14)国民健康保険特別会計</p>

報告事項

1. 地方自治法第179条第1項の規定に基づくもの

事 項 (専決処分年月日)	内 容																												
(警務部監察室) 和解について (令和3年7月8日専決処分) 交通事故について、和解しようとするものである。	和解の概要 (1)事故発生日時 令和2年8月25日(火)午後5時38分頃 (2)事故発生場所 土浦市常名128番地地先市道上 (3)事故概要 普通特種自動車が出張途中、右方の安全確認が不十分のまま丁字路交差点を進行したため、右方から直進してきた小型乗用自動車に衝突した事故(土浦警察署所属) (4)損害賠償額 1,646,635円 (全額、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社からの支払)																												
(警務部監察室) 和解について (令和3年7月19日専決処分) 交通事故について、和解しようとするものである。	和解の概要 (1)事故発生日時 令和2年11月14日(土)午後6時頃 (2)事故発生場所 牛久市柏田町3040番地地先国道上 (国道6号) (3)事故概要 普通特種自動車で運転して出張途中、右方の安全確認が不十分のまま右折したため、直進してきた原動機付自転車に衝突した事故(牛久警察署所属) (4)損害賠償額 1,146,206円 (全額、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社からの支払)																												
(警務部監察室) 和解について (令和3年7月20日専決処分) 交通事故について、和解しようとするものである。	和解の概要 (1)事故発生日時 令和元年10月31日(木)午後6時15分頃 (2)事故発生場所 水戸市吉沢町192番地の5地先市道上 (3)事故概要 小型乗用自動車が出張途中、前方の安全確認が不十分のまま進行したため、渋滞により停止していた小型乗用自動車に追突した事故(交通指導課所属) (4)損害賠償額 4,058,155円 (全額、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社からの支払)																												
(財政課) 令和3年度茨城県一般会計補正予算(第4号) (令和3年7月30日専決処分)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">専決額</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">現計</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">(百万円) 専決後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【歳入】</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td style="text-align: right;">3,135</td> <td style="text-align: right;">(237,623</td> <td style="text-align: right;">240,758)</td> </tr> <tr> <td>歳入合計</td> <td style="text-align: right;">3,135</td> <td style="text-align: right;">(1,363,926</td> <td style="text-align: right;">1,367,061)</td> </tr> <tr> <td>【歳出】</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健福祉費</td> <td style="text-align: right;">3,135</td> <td style="text-align: right;">(280,784</td> <td style="text-align: right;">283,919)</td> </tr> <tr> <td>歳出合計</td> <td style="text-align: right;">3,135</td> <td style="text-align: right;">(1,363,926</td> <td style="text-align: right;">1,367,061)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 専決後予算規模: 1,367,061 百万円</p>		専決額	現計	(百万円) 専決後	【歳入】				国庫支出金	3,135	(237,623	240,758)	歳入合計	3,135	(1,363,926	1,367,061)	【歳出】				保健福祉費	3,135	(280,784	283,919)	歳出合計	3,135	(1,363,926	1,367,061)
	専決額	現計	(百万円) 専決後																										
【歳入】																													
国庫支出金	3,135	(237,623	240,758)																										
歳入合計	3,135	(1,363,926	1,367,061)																										
【歳出】																													
保健福祉費	3,135	(280,784	283,919)																										
歳出合計	3,135	(1,363,926	1,367,061)																										

<p>(産地振興課)</p> <p>和解について</p> <p>(令和3年8月5日専決処分)</p> <p>交通事故について、和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要</p> <p>(1)事故発生日時 令和2年11月27日(金)午後5時50分頃</p> <p>(2)事故発生場所 水戸市梅香1丁目5番5号地先県道上 (県道水戸神栖線)</p> <p>(3)事故概要 小型乗用自動車出張途中、前方の安全確認が不十分のまま進行したため、停車中の相手車両に追突した事故(産地振興課所属)</p> <p>(4)損害賠償額 504,793円 (全額、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社からの支払)</p>
--	---